

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 8 年 7 月 7 日

札幌地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 札幌地方検察庁 令和 8 年第 3 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 8 年 7 月 7 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間 令和 6 年 12 月 25 日頃

(2) 支給対象犯罪行為の内容

氏名不詳の犯人が架空の投資話を持ちかけるなどして、信用した被害者に犯人が管理する銀行の口座へ振込送金させて金銭をだまし取った行為

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 主な犯行態様

ア 架空の日本人名や企業名を使い、SNS を介して被害者に接触する

イ 被害者に対し、架空の投資話を持ちかけて利益が得られるなどとうそを言い、信用した被害者に、犯人が管理する銀行口座へ振込送金を行わせて金銭をだまし取る

(2) 振込送金先として使用された金融機関名等

ローソン銀行カフェ支店 森本晃成名義 口座番号 0104461

5 開始決定の時の給付資金の額 金 240 万円

6 支給申請期間 令和8年7月7日から令和8年9月7日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 札幌地方裁判所小樽支部

(2) 裁判年月日 令和7年11月21日

(3) 確定年月日 令和7年12月8日

(4) 被告人の氏名 笹川洋平

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人は、犯罪収益等の取得につき事実を偽装しようと考え、大沼亮及び氏名不詳者らと共謀の上、令和6年12月25日午前11時20分頃、前記大沼が、森本晃成名義の株式会社ローソン銀行カフェ支店に開設された普通預金口座から、株式会社北海道銀行小樽支店に開設された被告人名義の普通預金口座に現金合計244万円を振込送金して入金させ、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎

札幌地方検察庁 被害回復給付金事務担当 電話番号 011-261-9355

○ 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）

に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から３０日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。